

訪問看護ステーション掲載基準

1. 基本要件

必須要件

1. 当院主催の研修プログラムについて
 - 各事業所から2名以上が研修を修了していることが望ましい
 - ※第1回研修修了施設については1名以上の修了でも掲載可
 - 研修修了書の有効期限は発行日から1年間とする
 - 有効な研修修了書を保持していること
2. 介護保険法に基づく訪問看護ステーションの指定を受けていること
3. 医療保険の訪問看護ステーションの指定を受けていること
4. 常勤の看護師が2名以上在籍していること

推奨要件（必須ではない）

1. 24時間対応体制を整備していること
2. 緊急時訪問看護加算の届出を行っていること
3. 心不全療養指導士など、心不全の療養指導を得意とする有資格者の在籍

2. 運営基準

1. 法令遵守
 - 関係法令を遵守し、適切な運営を行っていること
 - 過去2年間に重大な法令違反がないこと
2. 安全管理
 - 医療安全管理体制が整備されていること
 - 感染防止対策が適切に実施されていること
3. 記録管理
 - 訪問看護記録等の文書が適切に管理されていること
 - 個人情報保護に関する規程が整備されていること

3. 連携体制

1. 医療機関との連携
 - 24時間連絡体制が確保されていること
 - 主治医との情報共有体制が整備されていること
2. 地域との連携
 - 地域の医療・介護資源との連携体制があること
 - 地域のケアマネジャーとの連携実績があること

4. 掲載の取り消し

以下の場合に掲載を取り消すことがあります：

1. 掲載基準を満たさなくなった場合
2. 法令違反があった場合
3. 虚偽の申告が判明した場合
4. 患者・利用者からの重大な苦情が複数回あった場合
5. その他、当院が掲載を不相当と判断した場合

5. 掲載情報の更新

1. 掲載情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること
2. 年 1 回の更新確認を実施
3. 更新確認の際に基準への適合を再確認
4. 研修の更新について
 - 研修は年 2 回開催予定
 - 研修修了書の更新は、修了日から 1 年以内の研修を修了することで可能
(例：第 2 回修了者は翌年の第 4 回までに受講することで更新可能)
5. 研修修了者の異動等について
 - 研修修了者の退職・異動が発生した場合は、病院担当者へご報告ください
 - 掲載内容（修了者数等）を適宜更新いたします

6. その他

1. 本基準は必要に応じて見直しを行う
2. 基準の解釈について疑義が生じた場合は、当院の判断を最終とする

制定：2025 年 2 月 17 日 改定：_____年____月____日